

(別紙 2)

次世代の教育情報化推進事業（情報活用能力の育成等に関する実践的調査研究） 各教科等の指導における ICT 活用

1. 趣旨

平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」においては、「何を学ぶか」という指導内容の見直しに加えて、「どのように学ぶか」、「何ができるようになるか」の視点で学習指導要領等を改善するものとされ、とりわけ、「どのように学ぶか」については、学びの質を重視し、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善を進める上で ICT の特性を踏まえた効果的な活用が重要であることが強調された。

このことを踏まえ、本事業においては、次期学習指導要領の実施を見据え、推進校を指定し、ICT を活用したアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、小・中・高等学校の各教科等における ICT を活用した指導方法の開発についての実践的な研究を実施し、学校種、学年、教科等別に指導事例を整理するとともに、主体的・対話的で深い学びを実現する上での ICT 活用の在り方について整理する。

2. 委託先（公募対象）

公募要領「4. 公募対象」のとおり。

3. 事業内容

(1) 受託者の取組

① 推進校の設置

受託者は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（定時制・通信制課程を除く）の中から推進校を指定する。推進校は 1 受託者当たり 1 校を原則とするが、複数の学校が共通の課題を設定し、連携して実践研究を行うことも可能とする。また、受託者において十分な支援・監督を行うことが可能と認められる場合に限り、異なる課題を設定する複数の学校を推進校とすることができる。

② 指導体制の確立（研究推進委員会の設置等）

受託者は、事業実施に当たり、推進校が実践を通じて行う各教科等における ICT を活用した指導方法の開発についての実践的な研究の実施に対して、適切な支援・監督等を行う研究推進委員会を設置するとともに、事業の円滑な実施に必要な体制を整えること。

研究推進委員会の委員は、推進校をはじめとする実践者、教育委員会や学校関係者等から構成するものとするが、必要に応じて ICT 活用や教科教育に関する外部有識者を加えることも検討すること。また、その場合は、本事業終了後も継続して指導・助言が可能となるよう留意すること。

③ 推進校における取組の計画・支援・監督等

受託者は、推進校における取組について、計画・支援・監督を行う。その際、以下の点に留意すること。

- i) 中央教育審議会答申（※）を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善の趣旨を十分に理解し、ICT を活用してその実現を図ること。
- ii) 主体的・対話的で深い学びを実現するため、目的や状況、場面に沿って、どのように活用することが望ましいかという視点を持って取り組むこと。
（各教科等の目標・内容を逸脱したり、必要以上に ICT を用いることで、かえって ICT 活用の趣旨を損なったり、授業の準備や実施に過度な負担や手間が生じたりしないよう留意すること。）
- iii) 主体的・対話的で深い学びを実現する上で、教材の開発、情報活用能力の育成、学校全体での取組を推進することについても十分留意すること。
- iv) より効果的な学習成果が得られると考えられる場合は、地域、大学、民間企業等との連携を積極的に行うこと。
- v) 本事業の受託者間において、各推進校の取組に関する研究交流等を行うことも視野に入れること。
- vi) これまで文部科学省が実施した ICT 活用に関する各種事業の成果を踏まえること。

※「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（中央教育審議会 平成28年12月21日）

- ・ アクティブ・ラーニングについて 第4章2（2）、第7章等を参照

④ 事業の報告

i) 事業の進捗状況等の報告

本事業における研究の実践状況等の報告を、別途、本事業の取りまとめを行う民間委託事業者が設置する企画検証委員会に対して行うこと。また、民間委託事業者が実施する連絡協議会等に代表者が参加し、進捗状況等の報告をするとともに指導助言を受け、取組の改善を図るようにすること。

（連絡協議会、成果報告会に要する旅費については、民間委託事業者より、代表者2名分を、文部科学省の関係規定に基づき支給する。）

※連絡協議会：平成29年5月頃、8月頃の年2回を予定

ii) 公開授業の実施等

本事業に関する公開授業を実施するなど、他校への成果の普及に努めること。

iii) 成果報告の実施

民間委託事業者が実施する成果報告会において、成果報告を行うこと。成果報告の時期と場所は別途、民間委託事業者から連絡する。

(連絡協議会、成果報告会に要する旅費については、民間委託事業者より、代表者2名分を、文部科学省の関係規定に基づき支給する。)

※ 成果報告会：平成30年2月頃を予定

iv) 成果報告書等の提出

「4. 提出する成果物等」のとおり。

(2) 推進校の取組内容

以下の事項について取り組むこととするが、その際、本事業の成果が他校においても実践できるよう留意すること。また、これらの実践研究は受託者が設置する研究推進委員会の支援・監督の下で行うこと。

① 「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の視点による授業改善に向けたICT活用の在り方の整理

各教科等の目標の実現を目的として、ICTの特性・強みと「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の視点を踏まえた授業設計を行い、これをベースとした授業実践に基づいて、主体的・対話的で深い学びを引き起こすICT活用のポイントや工夫、考え方を整理する。その際、ICT活用の効果検証を行い、取組に反映すること。

i) ICTの特性・強みとアクティブ・ラーニングの視点を踏まえた授業設計と、主体的・対話的で深い学びを実現するICT活用のポイント等の整理

- ・ 各教科等の目標の実現を目指して、どのような文脈でどのようにICTを活用すれば、主体的・対話的で深い学びが実現されるのかについて、実践・評価・改善を行いながら、一般化が図れるように整理すること。
- ・ ICTの特性・強みがよく生きる単元や教材の開発、指導方法の工夫をすること。
- ・ 主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現できるのではなく、単元や題材のまとまりの中で実現されていくことを踏まえ、単元の目的や状況、場面に沿って、ICTをどのように活用することが効果的であるかを、授業実践を通して明らかにすること。
- ・ 複数の教科、学年を対象とし、偏りのないよう留意すること。なお、1推進校につき複数教科で5事例以上の実践事例(単元指導計画及び指導案の作成)を依頼する予定。

ii) ICT活用の効果検証

- ・ ICT活用の効果検証を行うこと。その際、量的な面での検証だけでなく、ICTのどのような活用が、主体的・対話的で深い学びの実現にどのように寄与したのかといった質的な面での効果検証を重点的に行うよう留意すること。
- ・ 教育課程編成のPDCAサイクルに生かすことができる効果検証とすること。

- ・ 実践校において検証の方法を考え実践することに加え、企画検証委員会から提示する予定の効果検証の考え方を踏まえ、検証方法の改善や実践にも取り組むこと。

② 成果の普及（公開授業の実施等）

受託者との共催により、公開授業を実施するなど、他校へ成果の普及に努めること。

(3) その他

本事業に関連するものとして、文部科学省が必要と判断した調査やアンケート等の実施に協力すること。この調査やアンケート結果などのデータについては、その目的の範囲内で、文部科学省において状況の分析等に用いることができるものとする。なお、文部科学省に提出するデータは個人が識別されないものとする。

4. 提出する成果物等

(1) 成果報告書（製本及び電子媒体）

- ・ 部 数 8部
- ・ 規 格 A4判タテ カラー（50ページ程度を想定）
- ・ 用 紙 本文：PPC用紙 白色度70%（同等もしくはそれ以上の品質）

※ 電子媒体については、word ファイルにて提出すること。

※ 事業の成果等を取りまとめたものを、下記提出先に3月上旬までに提出すること。（具体的な提出日は、企画検証委員会等と別途協議の上決定する。）

<提出先>

①電子メール

johokyoiku@mext.go.jp

②郵送先及び本件担当

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2-2

文部科学省生涯学習政策局 情報教育課 情報教育振興室情報教育推進係 宛

TEL:03-5253-4111（内線2659）

※ 成果報告書は、必ずしも業者にて印刷製本をしなくてもよい。ただし、自前で製本する場合は容易に散逸することが無いように、左端2か所をホチキス止めした後製本テープにて製本すること。

(2) 民間委託事業者において取りまとめる事業報告書に掲載する資料

詳細は、企画検証委員会にて整理の上、別途連絡する。